

八王子市立館小中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6.8月改訂）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立館小中学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものであり、誰もが加害者にも被害者にもなり得る」という認識を共通理解し、八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針・いじめ防止対策基本法を総合的かつ効果的に推進する。

○令和7年度の重点項目

学校経営計画基本理念「館に集うすべての生命と人権の尊重」

- ・学校、家庭、地域で連携し、主体的に生きるための資質、能力を育み、自主自立を図りながら心身ともに健やかな人間の育成を図る

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- 1 道徳教育等の充実
 - ・特別の教科 道徳を通じて、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係を構築する能力の育成を充実させる
- 2 未然防止や早期発見のための措置
 - ・早期発見にむけ、いじめに関して相談できる体制の充実を図るとともに、教員間の情報共有をより密にしていく
- 3 インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
 - ・年間を通じて（特に長期休業前はより丁寧に）、SNSの使い方や危険性について発信し、危機管理意識を高める

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 中学部毎週水曜日14時50分から
小学部毎週火曜日15時から
- 構成員 全ての教員、SC、SSW
※必要に応じて、外部機関とも連携し、対応していく
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し、
いじめアンケートの実施と検討等
※いじめに限らず、全学年で情報交換を行い、少人数規模の本校だからこそ、学年の垣根を越えて、全職員で全生徒と関わっていく

いじめ対応の流れ

- 1 いじめ等の疑いを把握（日常的な関わりや年3回生活アンケート等より）
- 2 把握した教職が「事実一覧シート」に記入するとともに、学年・生活指導主任・管理職と情報共有する
- 3 いじめ対策委員会で新規ケースとして報告、いじめ対策委員会でいじめの認知、組織的に対応、記録
いじめと認知しない場合→見守り対応、今後の対応を検討し記録
- 4 3カ月以上経過した段階で、本人に心身の苦痛を受けてないか確認の上、いじめ対策委員会にて解消判断を行う

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月7日 指導主事による「いじめ対応研修」
- 7月28日 SSWによる「特別な配慮を要する児童生徒への理解と対応」についての研修
- 9月1日 スクールロイヤーによる「いじめへの組織的な対応」研修
- ※管理職を中心に、年間を通じていじめの防止等に関する研修等の取り組みを実施していく。

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業や取り組み

- 7月 児童会・生徒会によるはちおうじっ子サミットに向けた取組
- 2学期以降 人権擁護委員会による授業
- ※「特別の教科 道徳」を含め、各教科において、言語活動を取り入れた活動を行い、生徒同士の意思疎通を図るとともに、コミュニケーション能力を向上させる。

SOSの出し方に関する授業や取り組み

- ・年3回（6月・11月・2月）の生活アンケートにて、身近に相談できる大人がいるか調査
- ・SOSの出し方に関する授業の実施
⇒困った時の相談方法、自分の気持ち伝え方を学ぶことで、助けを求める（SOSを出す）力を身に付ける

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 6月 全校朝会の校長講話
⇒「命と人権尊重の大切さ」を講話する
- 6月 全学級で「生命の尊さ」の道徳の授業
- 2学期以降・がん教育 ・赤ちゃんふれあい授業
・生命尊重授業 ・戦争体験の語り部会
- ⇒生命の大切さ、他者を思いやる気持ちを養い、人権尊重の精神と規範意識の向上を図る

児童の自己肯定感を高める取組

- 6月、11月ありがとうの木
⇒小学部1年～中学部3年までの9学年で、互いに感謝の言葉を記入し、昇降口に掲示する。
（小中一貫として、自己肯定感の向上を図る）
- ・異学年交流（縦割り班、小中交流）
 - ・学校行事（運動会、宿泊行事、音楽祭等）
⇒運動会等、小中合同での活動では、互いに支えあい、1つの行事を行うことで相互理解および他学年への配慮を通じて自身の自己有余感の向上を図る
 - ・係・委員会活動

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。